

第2章 環境に係る国・県の動向

第2章 第1節 環境に係る国・県の動向

(1) 環境政策全般の動向

◆国の動向

我が国が抱える課題は、環境・経済・社会で相互に関連しており、複雑化しています。国際的にはSDGs、パリ協定などにも対応することが求められています。

平成30年(2018年)に策定された第五次環境基本計画では、こうした複雑化した課題に対し、各地域が特性を活かし、自立・分散型かつ、相互に補完し合う地域循環共生圏の創造を目指すべき社会としています。そして、SDGsの考え方を活かして、パートナーシップの下、環境・経済・社会に統合的解決を目指します。

また、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス^{*1}(Governance)に配慮している企業を重視、選択する「ESG投資」に対して注目が集まっています。気候変動などの環境問題(E)に起因する事業リスクに係る管理・研究開発体制の整備状況などの情報は、長期投資家には投資の重要な判断材料の一つとなることから、様々な課題の同時解決を目指して金融のグリーン化^{*2}を進めています。

令和2年(2020年)は新型コロナウイルス感染症(COVID19)の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」が提案されました。感染拡大防止のため、日常生活や経済活動において人との接触を大幅に減らすことが求められたことから、インターネットを利用したテレワークやオンラインが急速に普及しました。その結果テレワークのメリットに注目が集まり、コロナ禍を機会に働き方や地方と都市部の関係が大きく変化しつつあります。環境省でも温泉地でのワーケーション^{*3}を推進するなど、地域の特性を活かした環境・経済・社会の統合的解決に向けて動き始めています。

第五次環境基本計画の 6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

○地域循環共生圏とは

第五次環境基本計画で提唱された、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想です。

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」により、活力あふれる「地域循環共生圏」を作り上げ、脱炭素化・SDGsの実現を目指します。

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

^{*1} 組織をまとめ、意識決定を行うための仕組みのことです。

^{*2} 環境配慮型の企業活動、プロジェクトなどが評価され、金融面で優遇されることです。

^{*3} ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を組合せた用語で、旅先でパソコンなどを使って仕事をすることです。

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は、発展途上国に限らず、先進国も取り組む普遍的なものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs には環境に関連するゴールが多いことから、本計画の施策を推進することにより、中津川市の将来の環境像の実現にとどまらず、SDGs の達成にも貢献します。

■ 本計画に関連するSDGsのゴール

ゴール	本計画が貢献すること
<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>自然の恵みを有効利用し、強靱（レジリエント）な農業を実践することで、持続可能な農業を促進します。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>大気、水質、土壌の汚染につながる有害化学物質を排出する公害や廃棄物の不適切な処理を防止します。</p> <p>【参照】循環型地域づくり 安全安心な環境づくり</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>環境保全に向けた人づくりの仕組みをつくり、必要な知識を得られる機会を提供することで、持続可能な開発に関する教育を展開します。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 環境保全に向けた人づくり</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>水域の生態系への理解を深めます。公害や、廃棄物の不適切な処理を防止し、水質の悪化を防止します。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 安全安心な環境づくり 環境保全に向けた人づくり</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>公共施設、住宅、事業所等への再生可能エネルギー導入を促進します。</p> <p>【参照】低炭素地域づくり</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>自然の恵みを観光や再生可能エネルギー等に有効利用します。資源の有効利用に努めて、ごみの排出量を削減します。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 低炭素地域づくり</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。低炭素な交通手段の利用を促進します。</p> <p>【参照】循環型地域づくり 低炭素地域づくり 安全安心な環境づくり</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。公害や廃棄物の不適切な処理を防止します。地域全体で環境保全に取り組みます。</p> <p>【参照】循環型地域づくり 低炭素地域づくり 安全安心な環境づくり 環境保全に向けた人づくり</p>

ゴール	本計画が貢献すること
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>自然の恵みを有効利用します。省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。公害や廃棄物の不適切な処理を防止します。地域全体で環境保全に取り組みます。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 低炭素地域づくり 安全安心な環境づくり 環境保全に向けた人づくり</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>  <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>省エネ製品や、環境に配慮した製品の導入を促進します。低炭素な交通手段の利用を促進します。地域全体で環境保全に取り組みます。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 低炭素地域づくり 環境保全に向けた人づくり</p>
<p>14 海の豊かさ を守ろう</p>  <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>排水処理の改善に努めるとともに公害や、廃棄物の不適切な処理を防止し、河川水質の悪化を防止します。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 安全安心な環境づくり</p>
<p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>  <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>森林、里地里山の生態系を保全します。外来種の侵入を防止します。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 低炭素地域づくり 環境保全に向けた人づくり</p>
<p>17 パートナリ シップで 目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>	<p>環境保全に向けた人づくりの仕組みをつくり、パートナーシップを推進します。</p> <p>【参照】自然共生地域づくり 循環型地域づくり 環境保全に向けた人づくり</p>

◆岐阜県の動向

令和3年度開始予定の岐阜県の第6次環境基本計画では、「自然と人が共生する持続可能な『清流の国ぎふ』の実現」という基本理念の下に、「環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）」と『清流の国ぎふ』に誇りを持ち、未来につなぐ人づくり」の2つの取組方針を掲げ、以下の5つの基本施策が実施されるものとして公表されています。

第6次環境基本計画の 5つの基本施策

- 基本施策1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応
- 基本施策2 資源循環型社会の形成
- 基本施策3 美しく豊かな環境との共生
- 基本施策4 安全・安心な生活環境の確保
- 基本施策5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

出典：第6次岐阜県環境基本計画（案）

(2) 自然共生地域づくり

◆国の動向

国では、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として「生物多様性国家戦略 2012-2020」を定めています。この計画では長期目標（2050年）として、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、日本の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系から提供される資源や利益を将来にわたって享受できる自然共生社会を実現することを掲げ、また短期目標（2020年）では生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施することを求めています。この短期目標の達成にあたっては、以下に示す5つの基本戦略を定め、その取組を進めています。

我が国が2020年度迄の間に重点的に取り組むべき5つの基本戦略

<p>1 生物多様性を社会に浸透させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する広報の推進・多様な主体の連携の促進 ・生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進 ・生物多様性に配慮した事業者の取組の推進 ・生物多様性に関する教育・学習・体験の充実 ・生物多様性に関する経済的価値の評価の推進 ・生物多様性に配慮した消費行動への転換 	<p>2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進 ・鳥獣と共存した地域づくりの推進 ・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進 ・地域固有の野生生物を保全する取組の推進 ・自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進
<p>3 森・里・川・海のつながりを確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進 ・森林の整備・保全・都市の緑地の保全・再生など ・河川・湿地などの保全・再生・沿岸・海洋域の保全・再生 ・生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進 	<p>4 地球規模の視野を持って行動する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献 ・自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進 ・生物多様性に関する国際協力の推進 ・世界的に重要な地域の保全管理の推進
<p>5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的データの整備 ・生物多様性の総合評価 ・科学と政策の結びつきの強化 	

◆岐阜県の動向

岐阜県は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として、『岐阜県の生物多様性を考える』－生物多様性ぎふ戦略の構築－を平成23年（2011年）7月に策定し、平成29年（2017年）3月に改定しました。

この計画では、生物多様性の確保のため、「森・川・海のつながりを守る」「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」「ともに考え続ける」の3つの視点が掲げられており、この3つの視点のもと10年後の目指すべき姿とそれを実現するための施策を示し、その取組が進められています。

生物多様性ぎふ戦略の目標

<p>《森・川・海のつながりを守る》</p> <p>連続する豊かな自然の姿を損ねることなく、他県にもつながる岐阜県の生物多様性を守る。</p>	<p>《いのちを活かし、暮らしにつなぐ》</p> <p>他の生物から人間の暮らしが受ける恩恵をよく考え、賢く利用し、互いに損なうことなく、生物多様性を守る。</p>	<p>《ともに考え続ける》</p> <p>岐阜県民にとって「好ましい自然」とは何かを、いつもみんなで考え続けることで、生物多様性を守る。</p>
---	--	--

参考：「岐阜県の生物多様性を考える」－生物多様性ぎふ戦略の構築－

(3) 循環型地域づくり

◆国の動向

国は、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で総合的・計画的に進めるため、平成30年（2018年）6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

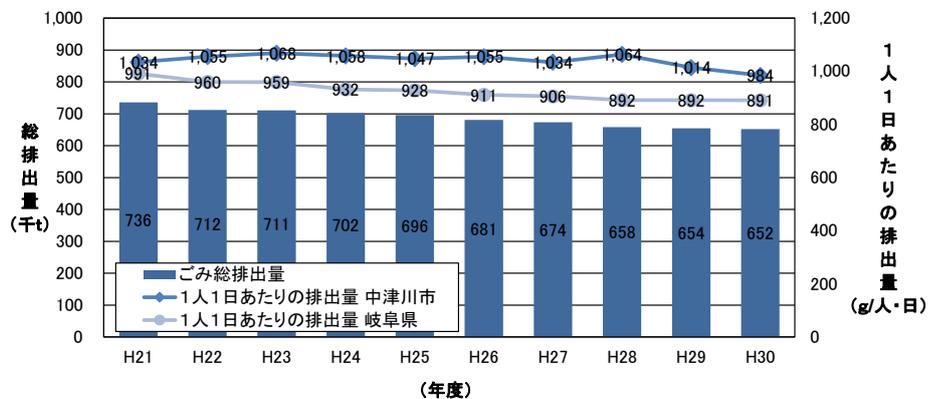
この計画では、中長期的な方向性として、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを定め、こうした循環型社会に至る方向性を各主体が共有し、相互に連携・協働しながら、各主体の取組が十分なされることにより、令和7年度（2025年度）までに資源生産性を向上させ、最終処分量を削減することにより、自然の循環と調和した物質フロー^{※1}に近づけ、循環型社会の形成を目指すものとしています。また、近年相次ぐ大規模災害では、早期の復旧を進める上で災害廃棄物を迅速に処理することが課題となっており、災害廃棄物の処理体制の構築を進めています。

◆岐阜県の動向

岐阜県は、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を目指して、平成29年（2017年）3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画（改訂版）」を策定しています。

この計画では、廃棄物を取り巻く諸課題の解決を図り、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来世代に引き継いでいくため、「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」の3つの基本方針を掲げ、県民、事業者及び行政が、それぞれの役割分担のもとで循環型社会の形成を目指して取り組むべき基本的な考え方が示されています。

県内のごみ排出量は、近年は漸減傾向にあり、今後も人口の減少が予想されるため減少する見込みであるものの、各主体が発生抑制に向けた取組を積極的に進めるため、一般廃棄物の減量化の目標として、令和2年度（2020年度）の排出量を618千tに削減、再生利用率を27%に引き上げ、最終処分量^{※2}を42千tとすることとしています。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

図 県内ごみ総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量の推移

※1 ものの流れのことで、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを示します。

※2 ここでいう最終処分量とは、廃棄物の埋め立て量のことです。

(4) 低炭素地域づくり

◆国の動向

平成 27 年（2015 年）12 月に開催された「COP21（第 21 回国連気候変動枠組条約締結国会議）」において合意されたパリ協定では、全体目標として「世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑える」ことに向けて、今世紀後半には、世界全体で人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていこう方向を示し、翌年発効しました。この達成のために、全ての国が排出量削減目標を提出し、国内での対策を行っていくことも義務づけられました。我が国は、このパリ協定の中で 2030 年までに 2012 年比で 26%の温室効果ガスの削減目標を掲げており、その目標達成のために「地球温暖化対策計画」（平成 28 年（2016 年）3 月）を策定しました。さらに、中央環境審議会が「長期低炭素ビジョン」をまとめ、長期大幅削減・脱炭素化に向けた基本的な考え方を示しました。こうした国の脱炭素社会に向けた動きに対し、2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に取り組むことを表明した地方公共団体が増えています。令和 2 年（2020 年）10 月には菅首相が所信表明演説で「2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す」ことを表明したことから、さらなる取組の強化が求められます。

また、エネルギー基本計画に記載された方針に基づき、中長期的な視点から 2030 年度（令和 12 年度）のエネルギー需給構造の見通しを策定した「長期エネルギー需給見通し」（平成 27 年（2015 年）7 月）では、温室効果ガス排出量の大部分を占める発電部門において、徹底した節電の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化等を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減することを基本方針にしたうえで、2030 年において再生可能エネルギーを 22～24%にすることを定めています。世界では、企業が事業で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うという取組（RE100 : Renewable Energy 100%）を進めており、環境省もこの取組に参画しています。

なお、現在既に現れている気候変動の影響に適応するために平成 30 年（2018 年）11 月に「気候変動適応計画」を策定し、温暖化、極端化する気候に対し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込み、地域の実情に応じた気候変動への適応を推進することを示しました。

◆岐阜県の動向

岐阜県は、地球温暖化対策への取組として「岐阜県地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）第 2 版<一部改訂版>（平成 29 年（2017 年）3 月）を策定し、削減目標として、国と同様に温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比 26%削減することを掲げています。各部門に対して、温室効果ガスの削減効果に加えて、光熱費の削減、生産性、断熱性の向上など、様々なコベネフィット（相乗効果）の期待できる施策に取り組んでいます。例えば、産業・業務部門対策の省エネ施設・設備の導入の促進は、燃料費（光熱費）の削減、生産性（業務効率）の向上、大気汚染・騒音の低減に貢献することができ、さらなる削減を行う好循環が期待されます。

また、県のエネルギー政策の方向性を示す「岐阜県次世代エネルギービジョン」は、平成 28 年（2016 年）3 月に改定されました。この見直しでは、「本県の特性を活かした再生可能エネルギー導入」「地産地消エネルギーシステムの構築」「次世代エネルギー・技術の使用定着を通じた省エネルギーの推進」を目指し、最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの比率を平成 24 年（2012 年）の 3.0%から、平成 32 年（令和 2 年（2020 年））で 2.3 倍の 6.8%、平成 42 年（令和 12 年（2030 年））で 3.2 倍の 9.7%とする目標が掲げられています。

なお、令和 3 年度開始予定の岐阜県の第 6 次環境基本計画では 2050 年の「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを表明しました。今後具体的な対策に取り組んでいく予定です。

(5) 安全安心な環境づくり

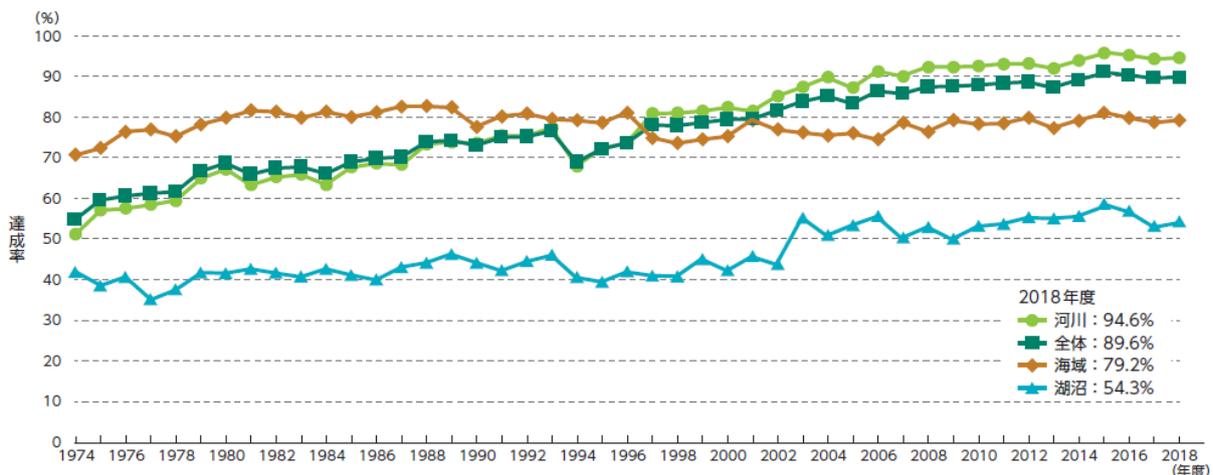
◆国の動向

国の第五次環境基本計画では、環境・経済・社会の統合的向上を目指し、分野横断的な6つの重点戦略を設定しています。この重点戦略を支える環境政策として、「環境リスクの管理」、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」等の環境保全の取組を進めていくとしています。「環境リスクの管理」は国民の健康と生活環境を守るための施策として、「水・大気・土壌の環境保全」、「化学物質の管理」、「環境保健対策」を引き続き推進します。

水環境については、汚染汚濁負荷の低減等を通じて保全を図る取組が進められており、河川において水質環境基準の達成率は年々高くなっています。

大気環境については、様々な施策により全体としては改善しつつありますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)などについては全国的に環境基準を超える可能性が示唆されているところであり、監視体制の整備と広域的な汚染の影響も踏まえた対策についても検討がされています。

また、多種多様な化学物質の中には、人の健康や環境への影響が懸念されるものがあり、人や生態系に及ぼすリスクをできる限り低減する対策が進められています。



出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図 公共用水域の環境基準 (BOD 又は COD※1) 達成率の推移

◆岐阜県の動向

岐阜県は令和3年開始予定の第6次環境基本計画において、安全で健やかな生活環境で暮らすための施策として、生活に密接した「水及び土壌の汚染防止」、「大気環境の保全」などの良好な生活環境の保全をあげています。

水及び土壌の環境保全の取組として、水質常時監視と水質汚濁事故が発生した場合の調査、汚濁物質の回収、土壌汚染の防止などを行い、大気環境保全の取組として、大気汚染や騒音・振動・悪臭の監視体制の充実や発生源への適正な指導などにより環境基準の達成を目指すこととしています。

※1 BOD・CODは河川や湖沼の水質汚濁度を測る一般的な指標です。

(6) 環境保全に向けた人づくり

◆国の動向

国の第五次環境基本計画では、重点戦略を支える環境政策を各主体とのパートナーシップのもとで効果的に実施していくために、「環境教育・環境学習等の推進」、「環境情報の整備・提供」などに取り組む各種施策の基盤となる施策があげられています。

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として、必要な資質や能力等を着実に育成するものとしています。さらに、環境分野における官民のデータの利活用を総合的かつ計画的に推進します。

◆岐阜県の動向

岐阜県の令和3年開始予定の第6次環境基本計画では、基本施策の一つとして「未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容」が掲げられています。

平成24年度（2012年度）から導入した「清流の国ぎふ森林・環境税」を財源として、様々な環境教育事業を展開するとともに、県民協働により行われる河川清掃活動などの環境保全の取組を支援し、自然環境保全に対する意識の向上と将来につなぐ担い手づくりに取り組んでいます。

(7) 新型コロナウイルス感染症に伴う環境政策への影響

令和2年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大し、国内においても令和3年（2021年）1月まで2回の緊急事態宣言が発出される事態となりました。感染拡大を防止するため、一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」の実践が求められており、環境政策も「新しい生活様式」に対応する必要があります。

例えば、廃棄物に関しては、こまめな手指消毒や衛生用品の使用によって発生する廃棄物に対し、廃棄時に感染拡大を予防するための適切な方法を周知・徹底する必要があります。食品関係では、テイクアウト利用増加に伴う容器包装廃棄物の増加や、需要の変化による食品ロスの一時的な増加も予想されます。廃棄物の収集・運搬・処分については、従事者の感染等によりその対応が止まることのないようにしなくてはなりません。

地球温暖化対策に関しては、こまめな換気のために冷暖房負荷が増加すると考えられます。また、営業時間の短縮やテレワークやオンラインの拡大によって、照明・冷暖房需要の場が業務から家庭へ移行するなど、エネルギー消費構造の変化が起きています。公共交通の密を避けるための時差通勤、自転車利用や、自動車利用の増加、宅配利用の増加などによる交通事情の変化も見られます。

人との物理的接触を減少させるために様々なイベントが中止されたり、移動を制限されたりすることにより観光需要が縮小しているなかで、釣りやキャンプなど個人レベルで自然と触れ合う活動が、「新しい生活様式」に則ったレジャーとして注目されており、地域の特性を活かした環境・経済・社会の統合的解決に向けて動き始めています。

一方、新型コロナウイルスは野生動物が起源と考えられています。他にも野生動物を起源とされる

感染症の流行は度々発生しており、こうした野生動物を起源とする感染症に感染するリスクを低減するためには、自然と適切な距離を保ちながら、自然との共生を進めていく必要があります。

今後、当市でもコロナ後の新しい日常による行動の変化に合わせて、新しい環境配慮のあり方の周知をしていく必要があります。

なお、岐阜県では第6次環境基本計画の中で、基本理念である「自然と人との共生」について、野生生物の領域への過度な干渉を反省したうえで、持続可能な社会に向けて地域資源を最大限活用して後世に伝えることを掲げています。